

## 参加規程（参加学生及び保護者）

一般財団法人教育支援グローバル基金

### 用語の定義

一般財団法人教育支援グローバル基金を「財団」、人材育成事業等の財団の目的実現のために財団が主催するビヨンドトゥモロウの名称を冠した事業プログラムを「プログラム」、プログラムにご参加いただく学生を「参加学生」、学生が未成年者である場合の親権者や後見人等保護権を有する方を「保護者」といいます。

### 費用負担

参加学生がプログラム参加に際して必要となる費用の負担については、プログラムごとに定められますので、各プログラムの案内をご参照ください。また、私的な購入に際する費用については、財団は負担しません。

### 遵守事項

- 1 参加学生は、財団の定めるプログラムの全日程に参加すること。
- 2 参加学生および保護者は、プログラム上の予定に沿って行動し、期間中における財団の指示に従うこと。
- 3 参加学生および保護者は、別途、財団の定める書式により、必要な情報を正確に記載して提出すること。

### 同意事項（及び留意事項）

#### 1 広報活動・個人情報に関して

参加学生及び保護者は、参加学生の氏名・学校名・学年、プログラム参加中の写真・映像・発言内容・提出作文等（プログラム応募時の作文を含む）を、財団が、プログラム及び財団の運営・活動の広報等のために使用すること及び、プログラム支援企業・団体又は外部メディアに提供することに、**同意**するものとします。

住所や電話番号など連絡先は個人情報として取り扱い、本財団にて厳重に管理し、財団によるプログラム運営および各種の取り組みのご案内のために使用され、この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、委託先に必要に応じて提供されることに、**同意**するものとします。

#### 2 安全面に関して

##### ① 医療行為

参加学生及び保護者は、プログラム参加に際して、参加学生に緊急医療行為の必要が生じた場合に、財団が参加学生または保護者に代わって医療行為への同意を行う等、財団が適切と判断した対応を行うこと及び当該医療費用は参加学生または保護者が負担することに、予め**同意**するものとします。なお、アナフィラキシーショックを惹起するような重篤なアレルギー症状を有する参加学生は、参加学生の責任をもって、対象成分を確認及び回避することに**同意**するものとします。また、財団の判断及び対応については、財団の故意または重過失がある場合を除いて、財団に一切の責任を問わないことに、**同意**するものとします。

##### ② 事故

参加学生及び保護者は、プログラム開催中の一切の不慮の事故、プログラムの期間中及び期間外を問わず、参加学生の行為に起因する事故、参加学生とプログラム開催中に発生した交流に起因する事故やトラブルにつき、財団に故意または重過失がある場合を除いて、財団に一切の責任を問わないことに**同意**するものとします。（全てのプログラム関係者の全行動を財団が監視することは現実的ではありません。）

#### 3 損害賠償

参加学生及び保護者は、参加学生が、参加学生の故意又は過失に基づき、他者に与えた損害に対する賠償責任に関して、財団に一切の責任を問わないこと、及び参加学生及びその保護者の自己責任において対応することに**同意**するものとします。

#### 4 準拠法と管轄裁判所

参加学生及び保護者は、本参加規程の内容は日本の法律に従って解釈・適用及び執行されること、並びに、本参加規程に関連して発生することのある訴訟に関しては、東京地方裁判所を第1審の専属的管轄を有する裁判所とすることに、**同意**するものとします。